

まちづくり環境委員会

令和3年7月15日

鉄道・都市づくり部 資料2番

所管 鉄道・都市づくり課

令和3年7月発行

鉄道・都市づくり部

事業概要

～令和3年度～



# 目 次

## I 章 執行体制

1 組織図	1
2 職員配置状況	1
3 分掌事務	1

## II 章 部の取組と予算

1 新おおた重点プランへの取組	2
2 地域ごとの計画	3
3 令和3年度当初予算	4

## III 章 部の目標及び重点事業

1 部の目標	5
2 重点事業	6

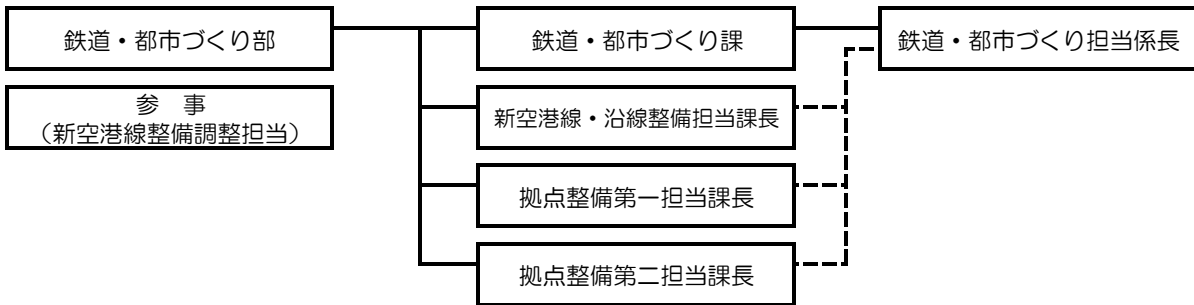
## IV 章 個別事業

1 蒲田駅周辺のまちづくり	7
2 大森駅周辺のまちづくり	8
3 身近な地域の魅力づくり	9
4 新空港線の整備推進	10
5 地区まちづくりへの支援	11
6 土地の高度利用化による市街地環境改善への支援	15

## I 章 執行体制

### 1 組織図

令和3年7月1日現在



### 2 職員配置状況

令和3年7月1日現在

職種 所属	一般事務		土木技術		建築技術		機械技術		電気技術		小計		任 会 計 年 度 員 数	合 計
	うち 再任用		うち 再任用		うち 再任用		うち 再任用		うち 再任用		うち 再任用			
鉄道・都市づくり部	14	(1)	9	(0)	7	(0)	0	(0)	0	(0)	30	(1)	0	30
部長	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	1
参事 <sup>※1</sup>	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	1
鉄道・都市づくり課	14	(1)	8	(0)	6	(0)	0	(0)	0	(0)	28	(1)	0	28
課長	1	(0)	2	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	3	(0)	0	3
鉄道・都市づくり担当	13	(1)	6 <sup>※2</sup>	(0)	6	(0)	0	(0)	0	(0)	25	(1)	0	25

※1 参事は鉄道・都市づくり課長事務取扱

※2 東急電鉄株からの行政実務研修員1名及び東京メトロ株への行政実務研修員1名を含む

### 3 分掌事務

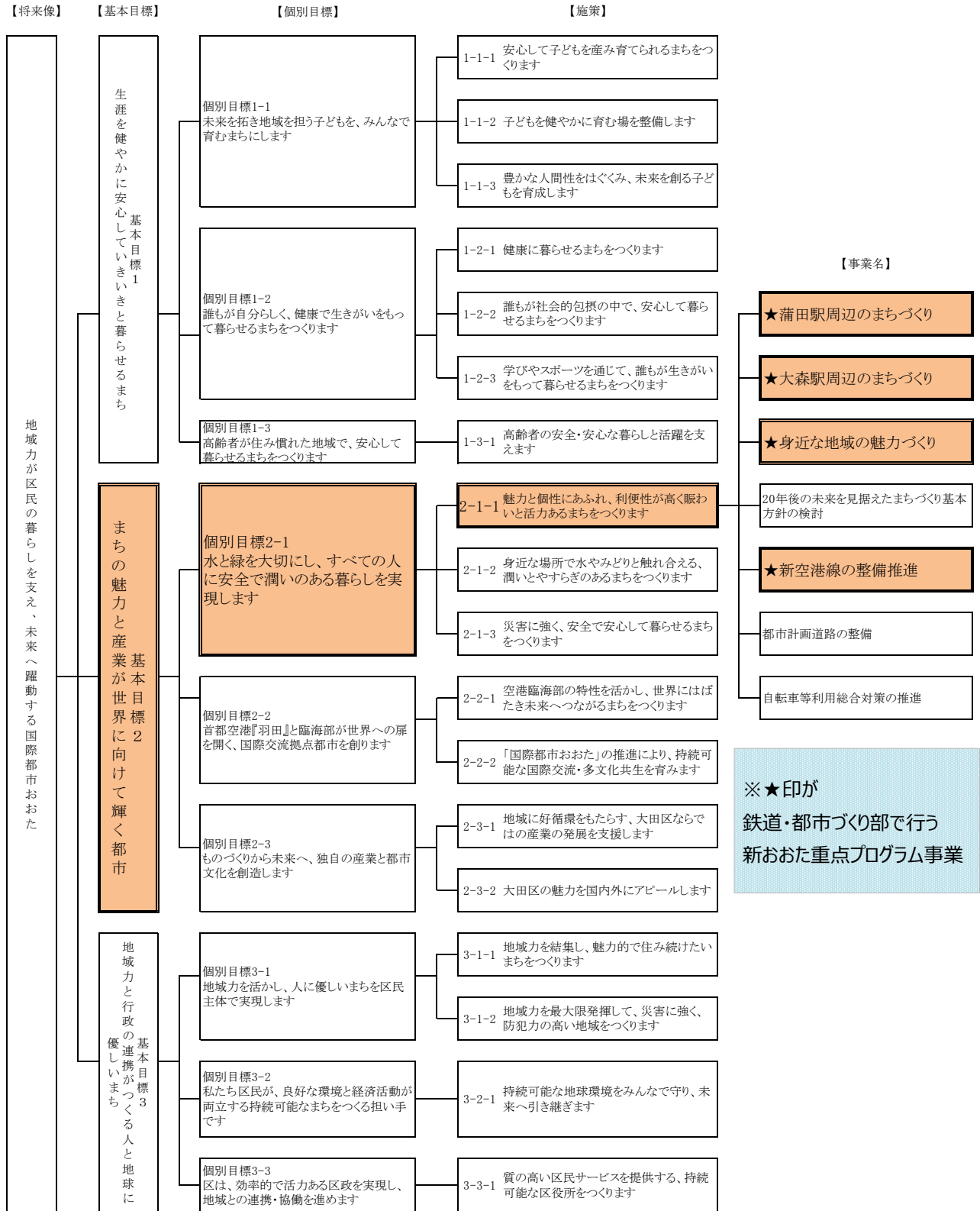
令和3年4月1日現在

課名	担当名	分掌事務
鉄道・都市づくり	鉄道・都市づくり	1 部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関すること。
		2 部の事務事業の改善に関すること。
		3 行政組織及び職員定数に関する部の総括に関すること。
		4 部の事業に係る調査研究に関すること。
		5 議会に関する他部との連絡調整に関すること。
		6 部の庶務に関すること。
		7 予算及び決算に関する部の総括に関すること。
		8 他部との連絡調整に関すること。
		9 危機管理に関すること。
		10 議会に関する部の総括に関すること。
		11 新空港線の整備推進に関する協議及び調整に関すること。
		12 新空港線沿線のまちづくりに係る連絡調整に関すること。
		13 地域のまちづくりの事業推進に係る計画及び調整に関すること。
		14 まちづくり活動の支援に関すること。
		15 地区計画案の策定・調整に関すること。
		16 再開発等の計画、調整及び推進に関すること。
		17 蒲田駅周辺地区の再整備に関すること。
		18 大森駅周辺地区の再整備に関すること。
		19 池上駅周辺地区の再整備に関すること。
		20 京浜急行線沿線駅(対象駅に限る。)周辺地区の再整備に関すること。
		21 東急線沿線駅(対象駅に限る。)周辺地区の再整備に関すること。

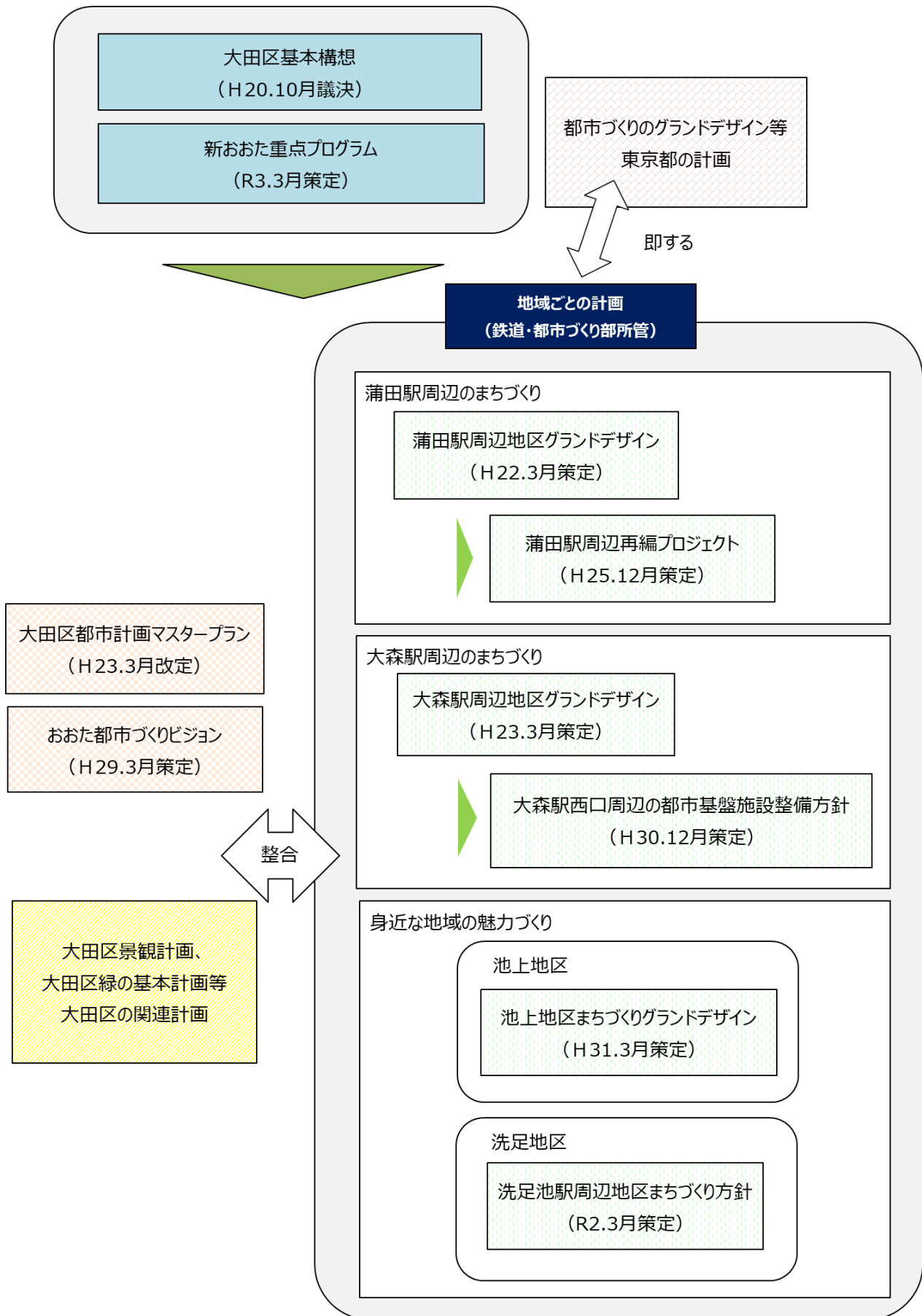
## II章 部の取組と予算

### 1 新おおた重点プログラムへの取組

#### ■ 新おおた重点プログラムのうち、鉄道・都市づくり部が担う部分



## 2 地域ごとの計画



3 令和3年度当初予算

■一般会計歳出当初予算額 (単位:千円)

	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
歳出合計額(全体)	293,777,611	287,387,462	6,390,149	2.2%
鉄道・都市づくり部	494,649	486,747	7,902	1.6%

■鉄道・都市づくり部 事業別予算比較 (単位:千円)  
 (款)都市整備費 (項)都市整備費

中事業	小事業	令和3年度当初予算	令和2年度当初予算	増減額	増減率
(目)都市整備総務費					
職員人件費	職員人件費	5,015	5,141 <sup>※</sup>	△ 126	△ 2.5%
(目)都市整備費					
蒲田駅周辺のまちづくり	蒲田駅周辺地区の整備	123,575	114,388	9,187	8.0%
大森駅周辺のまちづくり	大森駅周辺地区の整備	146,176	109,659	36,517	33.3%
京急関連駅周辺のまちづくり	京急関連駅周辺のまちづくり	8,264	30,130	△ 21,866	△ 72.6%
地域拠点の整備	地区まちづくりへの支援	7,210	9,414	△ 2,204	△ 23.4%
	地域拠点駅周辺のまちづくり	11,000	17,919	△ 6,919	△ 38.6%
鉄道・都市づくり課事務費	鉄道・都市づくり課事務費	1,763	1,777	△ 14	△ 0.8%
新空港線の整備主体の設立	新空港線の整備主体の設立	180,000	180,000	0	0.0%
新空港線の整備促進事業	新空港線の整備促進事業	11,646	18,319	△ 6,673	△ 36.4%

※令和2年度の職員人件費については、都市開発課分の当初予算額と比較

## Ⅲ章 部の目標及び重点事業

### 1 部の目標

#### －安全で魅力ある都市環境の形成や区の発展の礎となる施策の着実な推進－

- ・新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、感染症対策や自然災害への備え等、喫緊課題に優先的に対応することが求められています。一方、まちづくり分野においては、ポストコロナの視点から、新しい生活様式に対応した都市の実現に取り組む必要があります。
- ・「新おおた重点プログラム」に基づき、安全で安心して住み続けられる魅力ある都市環境の形成を推進していくとともに、将来を見据え、区の発展の礎となる施策を積極的に展開します。
- ・鉄道事業者などと地域課題を共有し、公民連携を深めるとともに、中長期的な視点で都市の機能更新を着実に進めます。
- ・災害に備えた国土強靱化の一環として、蒲田・大森駅周辺地区や私鉄主要駅周辺地区の都市機能の耐久力、復元力の強化に取り組めます。
- ・「大田区における新たな自治体経営の方針」に基づき、「新たな日常」の視点を取り入れ、会議等でのデジタル技術の活用や働き方改革におけるテレワーク等を推進するとともに、職員のSDGsの理解を深め、区民や事業者等に対しても意識啓発を行いながら業務に取り組めます。



## 2 重点事業

### (1) 蒲田駅周辺のまちづくり

区を中心拠点である蒲田駅周辺における快適で安全な都市活動を支えるため、「蒲田駅周辺再編プロジェクト」に基づき、公共基盤の整備を着実に進めるとともに、周辺街区の建物更新を促進することで、蒲田駅周辺の一体的なまちづくりを進めます。また、「蒲田駅周辺地区グランドデザイン」は策定から10年が経過しており、課題の再整理と周辺動向の変化を踏まえた改定を行います。

### (2) 大森駅周辺のまちづくり

中心拠点の一つである大森駅周辺において都市機能の更新・強化を図るとともに、まちの魅力を向上させるため、補助第28号線(池上通り)の拡幅をはじめとする、都市基盤施設の整備に向けた取組を進めます。また、東口周辺は、臨海部への玄関口として必要な機能について検討を深度化するとともに、地域住民との合意形成を図ります。

### (3) 身近な地域の魅力づくり

地域に身近な拠点である私鉄主要駅周辺において、歴史・文化・産業などの地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます。京急蒲田駅西口周辺地区では、センターエリアにおいて進められているまちづくりの取組を支援します。池上駅周辺地区では、「池上地区まちづくりグランドデザイン」に基づき、まちの魅力と機能向上を図ります。多摩川線沿線駅周辺地区では、新空港線整備に伴う駅周辺のまちづくりに向けた検討を行います。

### (4) 新空港線の整備推進

日本の空の玄関口である羽田空港へのアクセス機能の強化により、区内移動の利便性の向上とともに沿線まちづくりの促進が期待されます。また、渋谷・新宿・池袋や東京圏北西部などと繋がることで、広域的な鉄道ネットワークが形成され、東京の国際競争力の強化にも寄与します。JR・東急蒲田駅と京急蒲田駅を結ぶ新空港線整備の事業着手に向けて関係者と協議・調整を進めます。

## IV章 個別事業

### 1 蒲田駅周辺のまちづくり「新おおた重点プログラム」

#### ●事業の概要

区を中心拠点である蒲田駅周辺における快適で安全な都市活動を支えるため、「蒲田駅周辺再編プロジェクト」に基づき、公共基盤の整備を着実に進めるとともに、周辺街区の建物更新を促進することで、蒲田駅周辺の一体的なまちづくりを進める。

#### ★前年度の主な取組内容

- 蒲田駅周辺地区ランドデザインの改定に向け、改定骨子を策定し、区民意見募集箱への意見等を踏まえ素案の検討を進めた。
- 駅前広場、東西自由通路、駅舎・駅ビル、周辺街区などJR・東急蒲田駅周辺の基盤施設を一体的に捉えたJR・東急蒲田駅周辺地区基盤整備方針の策定に向け、学識経験者や関係機関で構成する基盤整備研究会を設置し、検討を進めた。
- 駅まちマネジメントの推進について、JR東日本や東急電鉄など関係事業者に対する個別ヒアリングを行うとともに、駅まちマネジメント検討部会準備会を開催した。

#### ■今年度の目標

##### 【蒲田駅周辺再編プロジェクトの推進】

- 蒲田駅周辺地区ランドデザインの改定に向けて、専門部会や蒲田都市づくり推進会議を開催し、地元の意見を取入れながら案を作成する。
- JR・東急蒲田駅周辺地区基盤整備方針の策定に向け、基盤整備研究会を適宜開催し、意見を取入れながら検討を進める。
- JR・東急蒲田駅東西自由通路の整備に向けて基礎的な調査を実施する。
- 鉄道事業者等が参画する駅まちマネジメント検討部会準備会を開催し、駅とまちが連携した効果的なまちづくりに向けたソフト対策などを検討する。
- 安心・安全な街区形成に向けた共同化による建替えなどを促進するため、地区再生計画を策定する。
- 蒲田駅東口駅周辺で検討されている再開発事業を側面から支援する。

## 2 大森駅周辺のまちづくり「新おおた重点プログラム」

### ●事業の概要

「大森駅周辺地区グランドデザイン」の公共基盤整備の重点としている池上通りの拡幅と、駅西口駅前公共空間の確保に向け、周辺街区も含めた駅西側の整備構想を策定し、実現に向けた取組を進める。あわせて、東口については臨海部への玄関口としてのまちの活性化を図る。

### ★前年度の主な取組内容

#### 【大森駅西側周辺のまちづくり】

- 補助第 28 号線(池上通り)及び(仮称)大森駅西口広場の都市計画決定手続きに向け、東京都関係部局と大田区にて都市計画変更素案説明会を合同開催した。
- (仮称)大森駅西口広場の都市計画の位置付けと管理方法について、庁内調整会議を開催し、検討を進めた。
- 大森八景坂地区まちづくり協議会への支援として、平成 29 年度に策定した大森八景坂地区デザインコード(デザインのルールや指針)の担保手法について検討するとともに、大森八景坂地区のブランディングについて検討を進めた。

#### 【大森駅東側周辺のまちづくり】

- 大森駅東口駅前広場の中長期整備について、地域住民等を交えた検討会議を開催し、大森駅東口駅前広場等再編整備構想の公表とウェブアンケート調査を実施した。
- 平和島駅周辺の歩行者環境改善のため、関係機関協議(道路管理者、交通事業者等)を行った。

### ■今年度の目標

#### 【大森駅西側周辺のまちづくり】

- 補助第 28 号線(池上通り)及び(仮称)大森駅西口広場の都市計画決定手続きを行うとともに、事業認可取得に向けた関係機関協議(東京都・交通事業者等)を継続する。
- 大森八景坂地区まちづくり協議会推進委員会の開催を支援し、大森八景坂地区デザインコード等の実効性や地域主体の運用体制、大森八景坂地区のブランディング等について検討する。
- 補助第 28 号線(池上通り)沿道建築物の建替え動向等を把握する。

#### 【大森駅東側周辺のまちづくり】

- 令和元年度に取りまとめた大森駅東口駅前広場等再編整備構想を踏まえて、官民連携まちなか再生推進事業(国交省補助)の活用を想定し、エリアプラットフォームの構築、未来ビジョンの策定に向け検討を進める。
- 平和島駅周辺の歩行者等の環境改善に向けた調査、関係機関(道路管理者、交通事業者等)との協議を継続する。

### 3 身近な地域の魅力づくり「新おおた重点プログラム」

#### ●事業の概要

地域に身近な拠点である私鉄主要駅周辺において、歴史・文化・産業などの地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進める。

#### ★前年度の主な取組内容

地区名	取組内容
京急蒲田駅西口周辺地区	京急蒲田西口地区まちづくり研究会の活動を支援するとともに、街区別に進められている共同建替事業の検討を支援した。
雑色駅周辺地区	雑色駅周辺まちづくり研究会の活動を支援した。
池上駅及び池上本門寺周辺地区	池上駅の橋上駅舎化工事が完了し、交通の変化を把握するため交通量・歩行者流動調査を行った。また、池上本門寺参道の景観整備を目標とした無電柱化の検討を行い、勉強会の開催に向けた資料の作成を行った。
洗足池駅周辺地区	過年度に策定した「洗足池駅周辺地区まちづくり方針」を踏まえ、課題の再整理を行い、まちづくりの推進に向け取りまとめを行った。
多摩川線沿線地区	下丸子駅周辺地区において、有識者、国土交通省、鉄道事業者、区及び東京都(オブザーバー)からなる研究会で、下丸子1・2号踏切の抜本的な対策に合わせたまちづくりについて検討し、下丸子駅周辺地区まちづくり構想(案)を取りまとめた。

#### ■今年度の目標

地区名	目標
京急蒲田駅西口周辺地区	センターエリアで検討されている街区別の共同建替事業を側面から支援し、事業の早期実現を図る。また、区が地権者として参加した蒲田四丁目16番街区の共同建替事業において、公益施設(仮称)「国際交流施設」の整備を進める(令和4年4月開設予定)。
雑色駅周辺地区	雑色駅周辺まちづくり研究会が作成した「地域の将来像」の実現に向けた取組を支援する。
池上駅及び池上本門寺周辺地区	今後のまちづくりを推進するための指針となる「池上地区まちづくりグランドデザイン」に基づき、地元住民や関係機関と連携し、将来に向けたまちづくりの推進を図る。
洗足池駅周辺地区	昨年度取りまとめた資料等を用い、庁内や関係事業者等との意見交換を重ね、まちづくりの推進を図る。
多摩川線沿線地区	多摩川線沿線の各駅においては、新空港線整備を契機とした地域のまちづくり機運を捉え、まちづくりの推進を目指した支援を行う。 下丸子駅周辺地区においては、昨年度取りまとめた下丸子駅周辺地区まちづくり構想(案)を基に、地域住民や民間事業者等との意見交換を重ね、まちづくり構想(案)の深度化を図る。

## 4 新空港線の整備推進<新おおた重点プログラム>

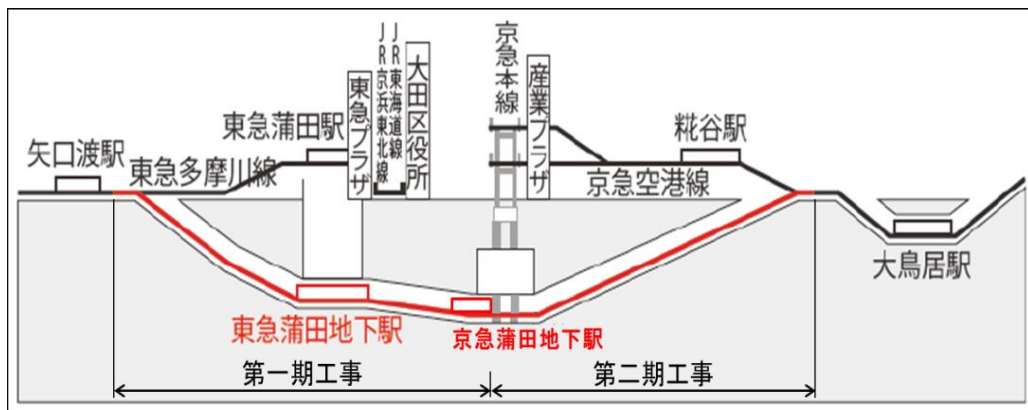
### ●事業の概要

JR・東急蒲田駅と京急蒲田駅の約 800m を鉄道で結ぶことにより、区内の移動利便性が向上するとともに、沿線まちづくりを併せて進めることで地域の活性化に繋がる。また、東急東横線や東京メトロ副都心線などとの相互直通運転が可能となることで、羽田空港と副都心(渋谷・新宿・池袋)や東京圏北西部(和光・所沢・川越)などが繋がり、広域的な鉄道ネットワークが形成され、東京の国際競争力の強化に寄与する。

平成 28 年 4 月に公表された交通政策審議会答申第 198 号に基づき、まずは第一期工事として矢口渡から京急蒲田地下駅間の早期整備実現を推進する。

<答申第 198 号(平成 28 年 4 月 20 日公表)から抜粋>

- ①「矢口渡から京急蒲田までの事業計画の検討は進んでおり、事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において、費用負担のあり方等について合意形成を進めるべき」
- ②「大鳥居までの整備については、軌間が異なる路線間の接続方法等の課題があり、さらなる検討が行われることを期待」



新空港線断面図

### ★前年度の主な取組内容

- ▶ まちづくりの要素等も加味し、より良い事業プランとして、都区の費用負担割合の合意形成を図るため、東京都と「新空港線及び沿線まちづくり等の促進に関する協議の場」での協議を開始した。
- ▶ 「新空港線及び沿線まちづくり等の促進に関する協議の場」において、乗換利便性の向上、沿線開発の動向、事業費の縮減について検討を行った。乗換利便性については基本となる案を整理し、その他の検討項目については、基礎的な情報を整理した。
- ▶ 新空港線整備資金積立基金に 10 億円を積み立て、基金総額を 80 億円とした。

### ■今年度の目標

- ▶ 「新空港線及び沿線まちづくり等の促進に関する協議の場」において、東京都との協議を進めて費用負担割合の合意形成を図り、早期の整備主体設立を目指す。
- ▶ 新空港線の整備実現に向け、区民のより一層の理解が得られるよう、引き続きイベント等で事業の意義とその効果について周知活動を実施する。

## 5 地区まちづくりへの支援

### ●事業の概要

多様化する地域課題を解決するためには地域力が必要であるため、地域力を生かした大田区まちづくり条例により、地区のまちづくり活動を推進する。各地区のまちづくり活動団体を地区まちづくり協議会に認定し、地域における自主的なまちづくり活動を推進するための支援を行う。

### ◆まちづくり認定審査会

地区まちづくり支援事業の適正かつ円滑な実施及び公平性を確保するため、区長の附属機関として大田区まちづくり認定審査会を設置する。

#### <審査事項>

- ・まちづくり専門家の登録及びその取消しに関すること。
- ・地区まちづくり協議会の認定及びその取消しに関すること。
- ・地区まちづくり協議会、地区計画素案策定に係る助成及び報告に関すること。
- ・地区まちづくりルールの登録及びその取消しに関すること。

#### <構成委員>

- ・区民、学識経験者、区議会議員及び区職員の10人以内で構成

#### <任期>

- ・2年

### ◆まちづくり活動に対する支援

#### (1) 地区まちづくり協議会設立支援事業

地区まちづくり協議会設立を目指す団体にまちづくり専門家(まちづくり分野の専門的知識及び経験を有する者)を派遣する。

#### <支援を受けるための要件>

- ・活動対象地区が、まちづくり拠点地域(大田区都市計画マスタープランにおける「主要な拠点等」)の全部又は一部を含む一体的な地域であること。
- ・活動対象地区が、他の協議会が活動するまちづくり拠点地域でないこと。
- ・地区のまちの将来像及びまちづくり活動方針を策定し、継続してまちづくり活動を行うことを目的にしている団体であること。
- ・特定の者の利害や特定の事業等の賛否に関する活動を行うものでないこと。

#### <期間>

- ・支援の決定通知日から3年以内、6回まで

## (2) 地区まちづくり協議会の認定

地区のまちの将来像及びまちづくり活動の方針に基づいた活動を行う団体について、まちづくり認定審査会の審査を経て、地区まちづくり協議会として認定する。

### <認定要件>

- ・(1)地区まちづくり協議会設立支援事業の“支援を受けるための要件”を満たしていること。
- ・まちづくり活動対象地区内の全ての自治会・町会がまちづくり活動に参加又はまちづくり活動を承認していること。
- ・活動対象地区内の自治会・町会、商店会、居住者、事業者、土地所有者等で構成されていること。
- ・活動対象地区、まちづくり拠点地域内の全ての自治会・町会、商店会、居住者、事業者、土地所有者等に自発的参加の機会を保障していること。
- ・まちの将来像やまちづくり活動の方針が、まちづくりの基本(地域力を生かした大田区まちづくり条例第7条)と整合していること。

### <認定団体> (令和3年3月31日現在)

- ・大森駅山王口地区まちづくり協議会
- ・大森駅東地区近代化協議会
- ・蒲田東口地区まちづくり協議会
- ・平和島駅周辺地区まちづくり協議会
- ・大岡山・千束地区まちづくり協議会
- ・大田臨海部まちづくり協議会
- ・池上地区まちづくり協議会

### <認定期間>

- ・5年(更新可能)

### (3) 地区まちづくり協議会への助成

区が認定した地区まちづくり協議会に対して、運営経費と活動事業経費を一部助成してまちづくり活動を支援する。

#### <助成内容及び要件>

◇運営経費:1会計年度の運営経費の2分の1以内で10万円が限度

- ・まちづくり活動計画を作成し、活動事業を行おうとしていること。
- ・同種の他の助成金を活用していないこと。

◇活動事業経費:1会計年度100万円以内とし、以下の活動事業区分ごとの限度額とする。

活動事業区分	限度額等
計画事業	活動事業限度額の範囲内
活動支援	1会計年度につき30万円
広報活動	1会計年度につき10万円
講師等の招へい	1回につき5万円

- ・協議会単独での事業実施が困難であり、区の支援を必要としていること。
- ・地区のまちの将来像及びまちづくり活動の方針と整合していること。
- ・まちづくりの基本(地域力を生かした大田区まちづくり条例第7条)と整合していること。
- ・同種の他の助成金を活用していないこと。

※助成に当たってはまちづくり認定審査会の審査を経る。

### (4) 地区計画素案策定支援事業

地区計画を検討する団体に対して、まちづくり専門家(まちづくり分野の専門的知識及び経験を有する者)を派遣する。

#### <派遣要件>

- ・対象地区の全ての自治会・町会及び商店会が、地区計画の検討を行うことを承認していること。
- ・地区計画検討区域の面積が原則として5,000㎡以上であること。
- ・検討を行う地区計画がまちづくりの基本(地域力を生かした大田区まちづくり条例第7条)と整合していること。
- ・特定の者の利害や特定の事業等の賛否に関する活動を行うものでないこと。

#### <期間>

- ・派遣決定通知日から3年以内、10回まで



### (5) 地区計画素案策定経費助成

地区計画素案策定に係る経費の一部を助成する。

#### <助成要件>

- ・まちづくり専門家派遣を受けた地区計画検討団体であること。
- ・まちづくり専門家からの完了報告で、地区計画によるまちづくりの可能性が認められていること。
- ・同種の他の補助金を活用していないこと。

#### <助成内容>

- ・400万円を限度(助成期間は2年を限度)

※助成に当たってはまちづくり認定審査会の審査を経る。

### (6) 地区まちづくりルールの登録

地区まちづくり協議会や自治会・町会、商店会等が策定したまちづくりに関する地域の自主的な取決めを「地区まちづくりルール」として、区に登録することができる。

地区計画のように法的な拘束力はないが、区と地域が連携しながら普及に努め、地域が目指すまちづくりへの理解を図る。

登録後、地域団体は、対象地区内の居住者、事業者、土地所有者等の理解を得ることや地区まちづくりルールの普及に努める。区は、大田区ホームページに掲載するなど、地区まちづくりルールを公表する。

#### <登録要件>

- ・対象地区内の地域団体、居住者、事業者及び土地所有者等への周知、合意形成が図られていること。
- ・まちづくりの基本(地域力を生かした大田区まちづくり条例第7条)と整合していること。
- ・特定の者の利害や特定の事業等の賛否に関する活動を行うものでないこと。

## 6 土地の高度利用化による市街地環境改善への支援

### ◆都心共同住宅供給事業への補助

都心地域において一定の要件を満たす良質な中高層共同住宅の建設を行う事業について都知事が認定を行い、区、都及び国が事業の一部に対して補助を行う。

#### <要件>

- ・2以上の敷地又は所有権等を有する5人以上の者による共同建替事業であること。
- ・敷地面積 300 m<sup>2</sup>以上であること。
- ・一定要件(住戸面積 55 m<sup>2</sup>以上など)を満たす認定住戸が 10 戸以上であること
- ・30 m<sup>2</sup>以上 55 m<sup>2</sup>未満の単身者向け住戸数が認定住戸数の 1/3 以下であること。  
など

#### <対象地域>

- ・密集住宅市街地整備促進事業の施行区域
- ・区長が定めたまちづくりを重点的に推進する区域(京急蒲田西口・糀谷・雑色駅周辺)

### ◆再開発等推進団体に対する補助

駅周辺において再開発等(市街地再開発事業、都心共同住宅供給事業)の実施に向けて活動する団体に対して補助を行う。

#### <対象区域>

- ・京急蒲田駅西口周辺地区、糀谷駅周辺地区、雑色駅周辺地区

#### <対象団体>

- ・街区を対象地区とし、活動方針が「地域力を生かした大田区まちづくり条例」に定めるまちづくりの基本と整合しているなどの要件を満たした、区長が認める団体

#### <対象経費>

- ・調査設計等委託料、会議費、事務費など
- ※団体の活動目的などにより対象経費、上限額を定めている。

### ◆市街地再開発事業への補助

都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業について、区、都及び国が事業の一部に対して補助を行う。

#### <要件>

- ・社会資本整備総合交付金交付要綱附属編に定める対象要件に適合し、かつ、区長が認めた市街地再開発事業

#### <対象経費>

- ・調査設計計画費  
事業計画作成、地盤調査、建築設計、権利変換計画作成
- ・土地整備費  
建物除去等、仮設店舗等設置、補償費等
- ・共同施設整備費  
空地等整備、供給処理施設整備、その他の施設整備





令和3年7月発行

(編集・発行) 大田区 鉄道・都市づくり部 鉄道・都市づくり課

〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話：03-5744-1356 (直通)

F A X：03-5744-1526

U R L：https://www.city.ota.tokyo.jp

**持続可能な OTA CHOICE**

この事業概要の表紙は、区役所内で  
回収した紙を RE100 電力により  
再生したものです。

